

# 山梨県公報

号外第六十三号

平成十五年

十月二十七日

月 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年十月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、一〇七

### 山梨県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月二十七日

山梨県選挙管理委員会

一八四、二二二

委員長 石 澤 道 夫

### 山梨県選挙管理委員会告示第八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡	六、九一三
東八代郡	一九、六一八
西八代郡	七、一九二
南巨摩郡	一、五六七
中巨摩郡	四四、八〇三
北巨摩郡	一六、九五九
南都留郡	一、八四一
北都留郡	七、七三一
甲府市	五一、四三一
富士吉田市	一四、一九二
塩山市	七、一一六
都留市・西桂町	一〇、〇九二
山梨市	八、五五〇
大月市	八、六七四
韮崎市	八、四三五

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番